

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬清喜

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1号を加える。

- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に関する事（少年捜査課及び保安課の所掌に属するものを除く。）。

第18条の2第3号中「（平成15年法律第83号）」を削る。

第19条第13号を次のように改める。

- (13) 前各号に掲げるもののほか、部内の所掌に係る許可等事務に関する事。

附 則

この規則は、令和2年3月31日から施行する。